指定管理者制度導入及び運用に係るガイドライン参考資料

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抜粋)

地方自治法の一部を改正する法律の公布について (平成15年7月17日付け総行行第87号 総務省自治行政局長通知)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて (平成 17 年 11 月 14 日付け総税市第 59 号 総務省自治税務局市町村税課 長通知)

愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱 (平成18年2月8日施行)

指定管理者施設における広告事業の取扱いについて (平成18年12月25日付け18行第173号 総務部長通知)

○ 大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について (平成29年度4月25日付け総行経第25号 総務省自治行政局長通知)

地方自治法 (昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抜粋)

第十章 公の施設

(公の施設)

- 第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱い をしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。) に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普 通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書 を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の 定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者 は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければなら ない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

各都道府県知事 殿



地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。以下「改正法」という。)は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法(以下「旧法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について(通知)」(平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知)を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規 定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府 県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

- 第1 地方公共団体の内部組織に関する事項
- 1 改正の趣旨及び留意点
 - (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数

の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。(第158条第1項関係)

- (2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。(第158条第2項関係)
- 2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。(第158条第1項関係)

- 3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項
 - (1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、 市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。(第158条第3項関係)
 - (2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図(当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの)を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。(第244条の2第3項関係)
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収(第231条の3)、不服申立てに対する決定(第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(第238条の

4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。(第244条の2第3項関係)

(3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。(第244条の2第6項関係)

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。(第244条の2第4項関係)
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。 なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させること とし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望 ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の 縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有している こと。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用制限の要件等)のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。(第244条の2第8項及び第9項関係)
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。
- 3 適正な管理の確保等に関する事項
 - (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績

や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。(第244条の2第7項関係)

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて 十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例に おいて個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に 盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定 管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適 切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。(改正法附則第1条関係)
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

各道府県総務部長 東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局市町村税課長 (公印省略)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成 18 年 9 月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

- 1 これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体(納税義務者)の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属(地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制の導入の有無)によることとなる。
- 2 利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の 承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経 営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金 を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、 公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。
- 3 ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。
- 4 なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法第244条の2に基づく指定管理者の指定等に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の排除に関して必要な措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、指定管理者制度の的確な運用と公の施設の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

- 第2条 排除措置の対象となる者は、指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、次のいずれかの事項(以下「暴力団排除措置事由」という。)に該当すると認められる場合とする。
 - (1) 暴力団の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に掲げる行為(以下「暴力的不法行為等」という。)を行ったと認められるとき。
 - (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等(以下「暴力団等」という。)に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。
 - (4) 暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の 規定に違反する行為を行ったと認められるとき。
 - (5)暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。
 - (6) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、 若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められ るとき。
 - (8) 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結する など暴力団等を不当に利用したと認められるとき。
 - (9) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (照会)
- 第3条 愛媛県知事(以下「知事」という。)は、指定管理者の指定等に当たって、指定管理者の指定申請書を提出した団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について愛媛県警察本部長(以下「本部長」という。)に対し照会するものとする。
- 2 知事は、知事が指定管理者を指定した後、当該指定管理者による公の施設の管理運営等において、当該指定管理者の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により当該事実の内容について本部長に対し照会するものとする。 (回答又は通報)
- 第4条 本部長は、前条の規定により照会を受けたときは、遅滞なく知事に対し様式第2号により回答するものとする。

- 2 本部長は、指定管理者の募集後指定までの間、若しくは知事が指定管理者を指定した後、 当該団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当することに関する情報を入手したと きは、知事に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。
- 3 本部長は、前2項の規定により回答又は通報した場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、知事に対し様式第4号により通報するものとする。 (報告)
- 第5条 県の公の施設を所管する課の長(以下「施設所管課長」)は、指定管理者の指定を受けようとする、又は、指定を受けた団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する 疑いがあるときは、様式第5により総務部行財政改革局行革分権課長に報告するものとする。

(暴力団の排除)

- 第6条 知事は、第4条第1項又は第2項の規定に基づく回答又は通報により、団体等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当すると認められる場合には、指定管理者の指定を行わないこととし、指定後に該当する事態となった場合は、指定の取消しその他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事は、前項の措置を行ったときは、速やかに本部長に通報するものとする。 (相互協力等)
- 第7条 知事及び本部長は、指定管理者から暴力団を排除するため、暴力団排除に係る事実 の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要 に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。
- 2 施設所管課長は、この要綱に基づく事務を行うに際し、暴力団関係者からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を愛媛県警察本部(以下「警察本部」という。)又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第8条 施設所管課長は、指定管理者から暴力団等による不当要求その他の公の施設の管理 運営等への介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該指定管 理者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。

(情報の適正管理)

第9条 知事及び本部長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定める知事の業務は総務部行財政改革局行革分権課が、本部長の業務は 警察本部刑事部組織犯罪対策課が所掌する。
- 2 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と本部長との間で、 その都度協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第号年月日

愛媛県警察本部長 様

愛媛県知事

暴力団排除措置の対象者について(照会)

愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第3条第1項の規定に基づき、下記業者について照会しますので、暴力団排除措置事由に係る事実関係の有無を調査のうえ、回答願います。

記

昭会番号

<u>照会番号</u>						
ふ り が な 商号又は名称						
ſ	表	者				
F	近 在	地				
	役	職	氏 名	生年月日	住	所
経						
<u> </u>						
営						
者						
等						
等						

第 号年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について(回答)

平成 年 月 日付け 第 号により照会のあった標記の件について、愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第4条第1項の規定に基づき下記のとおり回答します。

- 1 照会事項(照会番号)
- 2 調査結果

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について(通報)

愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第4条第2項の規定に基づき、下記の業者について、暴力団排除措置事由に係る事実を確認したので、その旨を通報します。

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について(通報)

愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第4条第3項の規定に基づき、下記の業者について、暴力団排除措置事由に該当する事実がなくなった旨を通報します。

- 1 該当業者の名称
- 2 業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する事実がなくなったと認められる事由及び当該事実の消滅時期

行革分権課長 様

施設所管課長

暴力団排除措置の対象者について(報告)

下記業者は、暴力団排除措置事由該当の疑義があるので、愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第5条の規定に基づき報告します。

ふりがな 商号又は名称	
代表者	
所 在 地	
暴力団排除 措置事由	
照会事由	

指定管理者施設における広告事業の取扱いについて

平成 18 年 12 月 25 日付け 18 行第 173 号 各部長、公営企業管理者、教育委員会教 育長あて 総務部長通知

指定管理者制度導入施設で広告事業を実施する際に必要となる手続き等については、別紙のとおり取り扱うこととしたので、貴部局内関係課及び所管施設の指定管理者へ周知願います。

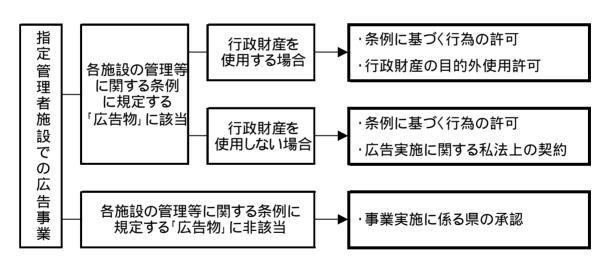
なお、同施設での広告事業実施にあたっては、当分の間、行政システム改革課へ事前に御報告 いただきますようお願いいたします。

(別紙)

指定管理者施設における広告事業の取扱い

1 広告事業実施に係る手続き

広告事業(広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置)の実施に係る手続きについては、各施設の管理等に関する条例に基づく「行為の許可」の要否、また、行政財産の使用の有無により次のとおり分類するものとする。



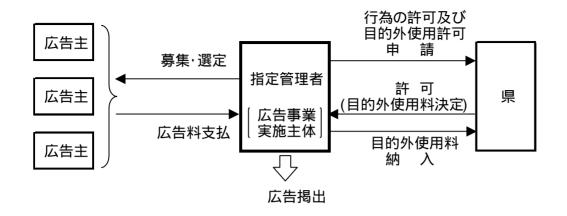
(1) 行政財産を使用する場合(1の図)

- < 具体的事例 >
- ・施設壁面への広告看板設置
- ・商品パンフレット入りマガジンラックの設置 等

< 考 え 方 >

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、指定管理者が広告事業の実施主体として「行為の許可」及び「行政財産の目的外使用許可」を受ける。



行政財産の目的外使用許可は、指定管理者に対し包括的に与えるのではなく、具体の広告内容等が決定した都度、その内容等を審査の上で許可するものとする。

指定管理者に対し「包括的な許可」を与えることの問題点

「地方自治法質疑応答集」に示された解釈によると、「公の施設における広告掲出に係る許可(=行政財産の目的外使用許可)は当該施設を設置した自治体が、実際に広告を掲出しようとする業者に対し個別に許可申請内容を審査の上行うもの」とされている。

仮に、指定管理者に対し包括的に許可を与えた場合、次のような問題点がある。 許可の相手方が現に広告を掲出しようとする業者とならない。

許可する際には、具体の広告会社及び広告内容(広告物の形状や大きさ(面積) 掲出期間等)が決定されていない。

(2) 行政財産を使用しない場合(1の図)

- < 具体的事例 >
- ・行政財産以外(物品)への広告掲出

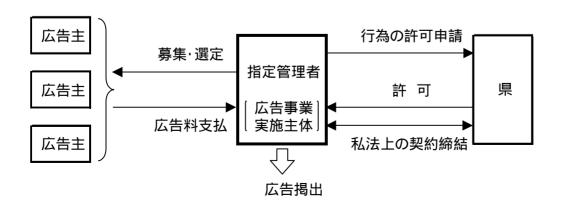
< 考 え 方 >

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、指定管理者が広告事業の実施主体 として「行為の許可」を受ける。

県と広告事業実施主体との間で広告事業の実施に関する「私法上の契約」を締結する。

行政財産の管理については制限がある(地方自治法第238 条の4)が、物品にはこの種の制限がないため、私法上の契約を行えば足りる。



(3)事業実施に係る県の承認(1の図)

< 具体的事例 >

- ・企業名等の入った施設案内パンフレットの配布
- ・企業名等の入った施設でのイベントお知らせ用チラシの配布
- ・企業名等の入った施設PR用の消耗品等の配布等

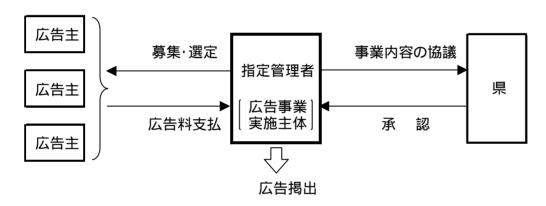
製作費用の一部(あるいは全部)を負担した企業の名称等が掲載されたパンフレット等は配布することに「行為の許可」が必要な「広告物」には該当しない。(指定管理者が本来行うべき「施設の利用促進に係る業務」に該当)

< 考え方>

広告事業の実施主体は「指定管理者」とする。

指定管理者が広告主の募集・選定等を行った上で、広告内容等に関して県と協議し、 事業実施前に県の承認を得る。

法律や条例に基づく許可は要しない場合であっても、県として事業内容を事前に了解しておく。



2 広告事業に係る収益の取扱い

(1) 行政財産を使用する場合

指定管理者が広告主から徴収する「広告料」は、広告事業の実施主体である指定管理者の収入とする。

県は許可の相手方(=指定管理者)から行政財産の目的外使用料を徴収する。

目的外使用料は「愛媛県財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」のほか関係規則及び通知によるものとし、基本的には、狭義の目的外使用料(いわゆる「場所代」)に広告料の50%を加算した額とする。

< 算定方法 >

広告事業 のための 行政財産の 目的外使用料 指定管理者が得る広告料の50% [広告設置に要する経費は除く]

狭義の目的外使用料(いわゆる「場所代」) 〔設置する物件の床面への垂直投影面積により算出〕

この場合、目的外使用料徴収により県と指定管理者との間で利益の精算が行われたものと整理し、指定管理委託料の積算にあたっては、当該収入は積算基礎から除外する(予算には反映させない)。

「その他財源」として目的外使用料相当額を予算計上することで、一般財源の支出が抑制できるが、最終的に広告料収入の実績がなかった(予算額を下回った)場合、予算額どおり委託料を支出するためには「その他財源」の不足分を「一般財源」で補てんする必要が生じる。

(2) 上記(1)以外の場合

県が所有する「物品」を使用する場合

基本的には、行政財産を使用する場合 (上記(1))に準じた扱いとする。

この場合、実際に事例が見込まれる段階で、県への収入方法を含めた私法上の契約内容等について、行政システム改革課と協議すること。

それ以外の場合

「広告料」は事業の実施主体である指定管理者の収入とする。

収益を得た場合は、他の事業収益と同じく、施設の適正な管理運営のために充当する。

3 その他

指定管理者だけを広告事業者として選定する理由

行政財産を使用して広告事業を実施する場合、広告を掲出することにより、施設の管理 運営に支障が生じるおそれがあることから、「指定管理者施設の一体的かつ効率的な管理 運営のため、施設内での広告事業は、指定管理者だけに許可する」ことの必要性や合理性 が認められる。

一方、行政財産以外(物品)を使用した広告事業については、指定管理者以外がそれを 行った場合でも、施設の管理運営に支障が生じる可能性は低いので、指定管理者を広告事 業の実施主体とした理由をより明確にしておく必要がある点に留意すること。

「愛媛県広告事業実施要綱」等との関係

県が実施する広告事業の総括的な基準となる「愛媛県広告事業実施要綱」、「愛媛県広告事業の実施に関する表示基準」及び「愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱」は指定管理者が広告事業を行う場合は適用されないものであるが、県有資産を対象とした

広告事業である点を十分考慮し、広告主の適否や広告内容の表示基準等については、要綱等の規定を準用すること。

その他各種規制等との調整

国等の補助を受けて整備した施設等での広告実施や各種規制等との関係については、各施設の状況を踏まえ、監督官庁等と十分に調整を図ること。【屋外広告実施にあたっての例:屋外広告物法では、「「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう」(第2条第2項)と規定され、愛媛県屋外広告物条例において「屋外広告業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない」(第30条)と定められている。】

総 行 経 第 2 5 号 平成 29 年 4 月 25 日

各都道府県知事 各指定都市市長 各都道府県議会議長 各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した 指定管理者制度の運用について(通知)

平成28年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成28年12月20日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告)」がとりまとめられ、平成29年4月11日開催の第37回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話合いを行うことが必要である。」とされています。

ついては、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定 管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお 願いします。

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体(以下「設置団体」という。)の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所(以下「避難所等」という。)の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安

全管理、個人情報の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新た に必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の 補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方 針や協議の方法(協議開始時期や手続、協議対象事項等)をあらかじめ定め ておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないよう、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、 都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1及び2については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。